平成25年(国)第575号

平成26年4月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下 「国年法」という。)による障害基礎年金の 支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、初診日を平成○年○月○日とする心肺停止蘇生後脳症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「請求の傷病名(心肺停止蘇生後脳症)につきましては、違法薬物の使用が原因であり、国民年金法第70条の規定により、支給できません。」という理由により障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の 社会保険審査官に対する審査請求を経 て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 国年法第70条は、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができ、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となった事故を生じさせた者の

死亡についても、同様とすると規定して いる。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が、第2の 2記載のとおり、国年法第70条の規定 により障害基礎年金を支給しないとした 原処分に対し、請求人はこれを不服とし ているのであるから、本件の問題点は、 請求人にかかる違法薬剤使用の事実が認 められるかどうかであり、その事実が認 められる場合には、請求人の故意の犯罪 行為若しくは重大な過失に基づくもので あったとして障害基礎年金を支給しない とした原処分の当否である。
- 3 当該傷病の原因について判断する。

a 病院b科・A医師(以下「A医師」 という。) 作成の平成〇年〇月〇日現症 に係る平成○年○月○日付診断書、A医 師作成の平成○年○月○日現症に係る同 日付診断書、c病院・B医師作成の平成 ○年○月○日付受診状況等証明書、 c 病院・C医師(以下「C医師」という。) 作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証 明書、C医師作成の平成○年○月○日付 身体障害者診断書,意見書(肢体不自由 障害用)によれば、請求人は、平成○年 ○月の退職後に大量飲酒となり、平成○ 年に急性膵炎を発症して c 病院に入院、 低酸素脳症の影響もあり、せん妄を生じ、 情動統制がはかれず、同病院d科を受診 しており、以後インスリンを必要とする 糖尿病となり、同病院外来では、不眠等 を訴えて、睡眠薬の処方を受けていたと ころ、平成〇年〇月〇日、自宅で意識障 害を生じ、c病院に救急搬送されたが、 尿のスクリーニングで体内から違法薬物 であるフェンサイクリディン(以下「本 件薬物」という。) が検出され、意識障 害の原因として他の要因は明らかにされ ず、意識障害の原因は本件薬物によるも のと判断されて、その後、意識は回復せ ず、胃瘻造設、全介助の状態となってい ることが認められる。

本件薬物は、催幻覚薬物の1つであり、 わが国では麻薬に指定されており、街で 取引されている違法薬物の中でも、その

作用を予測することが非常に困難なもの とされ、有頂天な酩酊状態から陰鬱なせ ん妄や幻視など一時的な思考の錯乱等を 招く薬物であり、その作用を詳細にみる と、第1段階では、使用者は自分の肉体 的な変化を自覚し、自分の身体から自分 自身が離脱していくような感じ(離人現 象)を生じ、自分のしていることを外か ら自分で注視しているような感じ、ある いは、自分の身体がどんどん小さくな り、無重力の状態になっていくような感 じ、魂が身体から抜け出すような感覚を 生じるとされ、第2段階では、著しい幻 視、幻聴など感覚受容の歪みを生じ、自 分の置かれている時間的感覚、空間的認 識などが失われ、抑制のない多弁、外界 からのさまざまな刺激に対して無感覚と なり、高度の精神錯乱状態を経て、昏迷 から意識低下を招く薬剤とされている。

そして、本件薬物は、麻薬及び向精 神薬取締法第2条第1号、別表第1の第 75号の規定に基づく麻薬、麻薬原料植 物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指 定する政令の第1条第56号により麻薬 と指定されており、麻薬及び向精神薬取 締法第27条第1項の規定によって、同 法第2条第18号に規定する麻薬施用者 でなければこれを施用してはならないと され、これに違反した場合は同法第66 条の2の規定により処罰されることが定 められている。

4 以上のように、請求人の当該傷病は、その原因として本件薬物の使用によって生じたものと認められる。そして、上記の各資料に請求人の病歴状況申立書をも加えて検討すると、請求人は、退職後のストレス等のために大量飲酒を続け、その延長として悩みからの逃避を求めて、上記のような作用を有する本件薬物の使用に及んだものと考えられ、本件薬物は、上記のとおり、その作用等から麻薬とされ、社会的にも危険な違法薬物とされ、たやすく入手することができるのではないと考えられることや、請求人は26歳に達した成人であり、就労経験

もあって、相応の判断力を有していたものとみられることなどからすれば、請求人は、本件薬物が上記のようなものであり、その施用が禁止されていることを認識しながら、あえてその有する作用を求めて、これをわざわざ入手して自ら施用したものと認めるのが相当である。

そうすると、請求人は、本件薬物の施 用という故意の犯罪行為によって、当該 傷病に係る障害の状態を生じさせたもの というべきである。

なお、国年法第70条は、同条所定の 事実の存する場合には、「給付は、その 全部又は一部を行わないことができる。」 として、給付を行わない対象を全部とす るか一部とするかについては、それを保 険者の裁量に委ねているところ、本件に 現れた諸般の事情を総合勘案するなら ば、原処分が、本件裁定請求に係る障害 給付の全部を支給しないとしたことは、 その裁量権の範囲を逸脱したものではな いと認められる。

5 よって、原処分は相当であって、これ を取り消すことはできず、本件再審査請 求は理由がないので棄却することとし、 主文のとおり裁決する。